

●香川県告示第290号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
東かがわ市引田162番地6            有限会社共栄水産 代表取締役 森村 孝昭  
東かがわ市引田121番地1           有限会社開発水産 代表取締役 熊本 義治
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号引田区域  
主として機船船びき網を使用して営む漁業
- 2 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
東かがわ市三本松796番地3        中川 邦俊  
東かがわ市松原1229番地3        谷 謙二
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号東讃白鳥、三本松、馬篠区域  
主として機船船びき網を使用して営む漁業、大型定置漁業及びあじ落網漁業